

県営林産物入札心得

第1 趣旨

この競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える契約書（案）、この入札心得、現場説明書及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

第2 入札保証金

（1）入札保証金の額は、見積った契約希望金額（消費税を含む。）の 5/100 以上の額とする。

（2）入札保証金は、入札場所において入札する前に受付へ納入すること。ただし、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号に該当する場合は、納付を要しない。

財務規則第 127 条に該当する者は、それを証する書類（保険証券又は「長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」を受けていることを証する書類の写し）を持参し受付に提示すること。

ア 規則第 126 条第 2 項に掲げる担保

- ・国債、地方債 政府ニ納ムベキ保証金額其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）の例による金額
- ・特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額
- ・金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は補償する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
- ・金融機関の保証する小切手 保証する金額
- ・金融機関がする保証 保証する額

イ 規則第 127 条に定める入札保証金が全部又は一部免除される者

- ・入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。
- ・「長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 13 年 3 月 22 日長野県告示第 139 号。）を有する者であって、契約を締結しないこととなるおそれのないものであると認められるとき。

（3）入札保証金の納付を免除された者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

第3 入 札

- (1) 入札日において、本入札公告に示した入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めないので、入札参加者は受付にて地域要件を満たしていることの証明書及び以下のいずれかの書類を提示し、係員の確認を受けること。
 - ア 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って長野県知事が選定した林業経営体（選定経営体）であることを証する書類の写し
 - イ 国有林野事業に属する林産物の売り払い契約の一般競争入札の参加資格を有することを証する書類の写し
- (2) 入札書は所定の入札書用紙を使用し、作成すること。
- (3) 入札書には、所要事項を明記し、記名押印を行い入札時に提出すること。
- (4) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 代理人が入札するときは、次に掲げる事項を記載した委任状を受付に提出すること。
 - ア 委任者の氏名及び印
 - イ 委任事項
 - ウ 受任者の氏名
- (6) 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本入札公告に示す日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

第4 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第5 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、発注機関の長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 発注機関の長は、入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

第6 入札及び落札

- (1) 入札は、入札場所において入札終了後直ちに行う。
- (2) 入札の結果予定価格に達する入札がなかったときは、直ちに当初に入札した者のうち、現に開札の場所にとどまっている者により再度又は再々度の入札を行うことがある。
- (3) 落札は、予定価格を超えた最高額の入札者をもって落札者とする。ただし、予定価格を超えた最高額の同額入札者が二人以上あったときは、開札の場所で抽選により落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、抽選を辞退することができない。

- (4) 再度又は再々度の入札を行っても、落札者がいないときは、予定価格に最も近い入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約することがある。この場合の見積り回数は、3回を限度とする。
- (5) 落札の決定は、入札場所において口頭をもって通知する。

第7 入札保証金の処理

- (1) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後還付する。
- (2) 落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。ただし契約締結の際内金に充当することができる。

第8 入札の無効

次の各号の1に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 入札保証金を免除されている者以外の者が、入札保証金の納付がないか、または納付金額に不足がある者の入札した入札書
- (3) 同一人物が同一物件に同時に入札した2通以上の入札書
- (4) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (5) 入札金額を訂正した場合、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) その他入札条件に違反して入札した入札書

第9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。契約事項は、別紙契約書による。
- (2) 落札者が(1)により契約を締結しないときは、落札の効力がなくなり、入札保証金は県の取得とする。
- (3) 落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- (4) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を発注機関の長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと発注機関の長が認めたときは、この限りでない。
- (5) 契約に要する経費は契約人の負担とする。

第10 契約保証金

- (1) 落札者は、契約と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は所長が確実と認める金融機関の保証

- (2) (1)に掲げる保証に係る契約保証金の額、保証金額は売買代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- (3) (1)の規定により、イ、ウに掲げる保証に付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供が行われたものとし、契約保証金の納付は免除する。
- (4) 次の場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 過去過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、それを証する書類を契約締結前に提出した者。
 - イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合
 - ウ 契約締結時に確実な担保を提供した場合
 - エ 契約締結時に、売買代金を即納した場合
 - オ 売買代金額が 100 万円未満の場合
- (5) 買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付がないときは契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

第 11 代金の納入

売買物件の代金は、発注機関の長が指定する期限までに納入しなければならない。

第 12 代金延納の特約

- (1) 1 件の代金が 100 万円以上のものは、代金の 9 割以内の額について 6 ヶ月以内の期間に限り、代金延納の特約を付すことができる。
- (2) 代金延納の特約を申請するときは、別に定める様式により申込みの手続きを行うものとする。